

登記・供託オンライン申請システム

A P I 利用規約

第3.0版

2024年9月

法務省民事局総務課

登記情報センター一室

法務省は、同省が運用する登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）と民間事業者等が登記申請等をオンラインで実施するために開発・提供するソフトウェア（以下「申請書作成ソフト」という。）を直接連携するためAPIを公開している。

開発者は、申請書作成ソフトの開発及び提供に当たり、本利用規約に定める事項、利用ガイド、API仕様書等に記載する事項を遵守しなければならない。

（目的）

第1条 本利用規約は、申請書作成ソフトの開発者がAPIの利用に際して遵守すべき諸条件等、必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「本システム」とは、法務省が所管する不動産登記、商業・法人登記、電子証明書、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証の申請等の手続をオンラインにより処理をするシステムをいう。
- 二 「登記申請等」とは、次に掲げる不動産登記、商業・法人登記、電子証明書、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する手続を行うことをいう。
 - ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請
 - イ 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「不動産登記規則」という。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記法第23条第1項に規定する申出
 - ウ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記識別情報に関する証明の請求
 - エ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記識別情報の通知
 - オ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記識別情報の失効の申出
 - カ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記完了証の通知
 - キ 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記事項証明書、地図証明書又は図面証明書の交付の請求

- ク 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第3章（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請（これと同時にする受領証の交付又は送付の請求を含む。）等
- ケ 本システムを利用する方法による商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第4号に掲げる事項に係る情報の送信
- コ 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による印鑑の提出又は廃止の届出（クの登記の申請と同時にする場合に限る。）
- サ 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による電子証明書による証明の請求
- シ 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による電子証明書の使用の廃止の届出
- ス 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による電子証明書の使用の再開の届出
- セ 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による識別符号の変更の届出
- ソ 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による電子証明書による証明の再度の請求
- タ 商業登記規則第3章に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求
- チ 動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）第4章に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請
- ツ 動産・債権譲渡登記規則第4章に規定する電子情報処理組織を使用してする登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求
- テ 供託規則（昭和34年法務省令第2号）第5章に規定する電子情報処理組織を使用してする供託又は払渡しの請求
- ト 後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第4章に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請
- ナ 後見登記等に関する省令第4章に規定する電子情報処理組織を使用してする登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付の請求
- ニ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）第3章に規定する電子情報処理組織を使用してする電磁的記録の認証の嘱託又は日付情報の付与、電磁的記録の保存、情報の同一性に関する証明若しくは同一の情報の提供の請求

三 「関連ソフトウェア」とは、登記申請等のため、本システムに送信する各種申請様式ファイル及び登記識別情報に関する各種添付情報ファイルの作成及び表示、電子署名の付与、送信、申請処理状況の確認、電子公文書の取得等を行うソフトウェアをいう。

なお、法務省が提供するインストーラ、関連の操作ガイド及びホームページに記載されている文字・イラスト等全ての情報及びその複製物を含む。

四 「申請書作成ソフト」とは、関連ソフトウェアのうち民間事業者等が開発・提供を行うソフトウェアをいう。

五 「開発者」とは、申請書作成ソフトの設計・開発・提供を行う民間事業者等をいう。

六 「開発者専用ページ」とは、法務省と開発者の情報共有（API開発用ドキュメントの公開等）のために構築されたホームページ上の専用ページをいう。

七 「検証環境」とは、申請書作成ソフト開発に当たり、動作確認等を行うための環境をいう。

八 「最終確認試験」とは、申請書作成ソフトが本システムに接続するに当たって仕様に準拠しているかについて検証するために法務省が設ける試験をいう。

九 「テスト環境」とは、最終確認試験を行うための環境をいう。

（利用条件）

第3条 開発者は、本利用規約への同意を条件として、申請書作成ソフトの開発及び提供並びにAPIの利用を行うものとする。また、開発者は、利用ガイド、API仕様書、APIを利用する業務ごとに定める要領等に記載する事項を遵守しなければならない。

2 開発者は、自己の責任と判断に基づいてAPIを利用し、申請書作成ソフトを開発する上で知り得た情報（APIの利用のために開発者が作成し管理している情報を含む。）を適切に管理するものとし、本システムに対し、いかなる責任も負担させないものとする。

3 開発者は、申請書作成ソフトの開発の申込み、検証環境の利用の申込み、最終確認試験の実施の申込み、最終確認試験の結果の提出、ID等の削除の申込み等の各種申込みを行う際に、虚偽の情報を告知してはならない。

4 開発者は、開発者専用ページに掲載された情報及び法務省から提供を受けた情報、API及びこれに関連する著作物（本利用規約、各種申込み等に関連して開発者に対して提供する資料及び本システムのホームページ等に掲載するAPI仕様書等を含む。以下同じ。）等（各文書の記載内容を含む。）について、第三者に無断で提供してはならない。

（申請書作成ソフトの開発の申込み）

第4条 開発者は、申請書作成ソフトの開発を行うに当たっては、別途本システムホームページの申請書作成ソフトウェア開発申込フォームにより、あらかじめ開発に係る申込みを行わなければならない。

(検証環境の利用の申込み)

第5条 開発者は、法務省が提供する検証環境を利用するに当たっては、別途開発者専用ページにおいて提供する様式により、検証環境の利用の申込みを行わなければならない。

(最終確認試験)

第6条 開発者は、開発した申請書作成ソフトを提供、販売する場合、テスト環境において最終確認試験を行い、これに合格しなければならない。

- 2 開発者が最終確認試験を行うに当たっては、別途開発者専用ページにおいて提供する様式により、最終確認試験の申込みを行わなければならない。
- 3 前項の申込みは、開発者における申請書作成ソフトの開発、テスト状況に応じ、任意の時点において行うことができる。ただし、開発者が申込みを行う時点では、検証環境を利用した動作確認、テスト等を完了している必要がある。
- 4 開発者は、最終確認試験の実施後に最終確認試験結果を提出しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第7条 法務省は、申請書作成ソフト開発申込み受付時、検証環境利用申込み受付時及び最終確認試験申込み受付時に取得した個人情報等は、「登記・供託オンライン申請システムAPI利用における個人情報保護方針」により取り扱うものとする。

(APIを利用するためのID及びパスワード)

第8条 開発者は、次の各号に示すID及びパスワード（以下「ID等」という。）の使用及び管理について責任を負うものとし、第三者に譲渡・貸与・開示してはならない。

- 一 開発用利用者ID（兼開発者専用ページ利用ID）
 - 二 検証環境用ID
 - 三 ソフトウェア（アプリケーション）ID
- 2 開発者は、ID等が第三者によって使用されていることを確認した場合、直ちに法務省にその事実を届け出るとともに、同省の指示に従うものとする。
 - 3 法務省は、前項の連絡を受けた場合又は前項に示すID等の第三者による使用又は使用が疑われる状況を確認した場合は、該当するID等による接続を制限することができる。
 - 4 ID等が第三者によって使用されたことによって生じた損害は、法務省に故意または重大な過失がある場合を除き、法務省は責任を負わないものとする。
 - 5 開発者が他の開発者のID等を不正に利用し、当該他の開発者又は法務省に損害を与えた場合、他の開発者又は法務省は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 6 発行を受けたID等を使用する必要がなくなった開発者は、遅滞なくID等の削除申込みを行わなければならない。

(情報セキュリティ要求事項の遵守)

第9条 開発者は、申請書作成ソフトの開発に当たり、API仕様書等に記載された情報セキュリティ要求事項を遵守しなければならない。

2 法務省は、前項に示す情報セキュリティ要求事項が遵守されていないことが確認された申請書作成ソフトに対し、本システム及びテスト環境への接続を制限することができる。

(禁止事項)

第10条 開発者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 最終確認試験以外の目的でテスト環境に接続すること。

二 本システム、検証環境及びテスト環境に対し不正にアクセスすること。

三 本システム、検証環境及びテスト環境の運用を妨害する行為をすること。

四 本システム、検証環境及びテスト環境に対しウイルス感染したファイルを故意に送信する行為をすること。

五 法令若しくは公序良俗に違反する内容、又はそのおそれのある内容を含むソフトウェアの開発をすること。

六 最終確認試験に係る基準を満たしていない申請書作成ソフトにより本システム接続すること。

七 最終確認試験の試験範囲外のAPIを使って、本システムに接続すること。

八 登記申請等以外の目的で本システムに接続すること。

九 本システム、検証環境及びテスト環境のシステム運用に支障を及ぼす内容又はそのおそれのある内容を含んだソフトウェアの開発をすること。

十 その他、法務省が不適切であると判断する行為をすること。

2 法務省は、開発者が前項各号に掲げる行為を行った場合、又は行うおそれがあると判断した場合には、当該開発者に事前に通知することなく、当該行為を排除するとともに、その他必要な措置を講ずることができる。

(著作権・知的所有権)

第11条 申請書作成ソフトの著作権は、申請書作成ソフトを開発した開発者に帰属する。

2 API及びこれに関連する著作物に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、法務省に帰属する。

3 開発者は、申請書作成ソフトの開発に際し、API及びこれに関連する著作物を次の各号に示すとおり扱うものとする。

一 申請書作成ソフトを開発するためにのみ使用すること。

二 複製、解析、改変、編集、頒布等を行わないこと。

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保権の設定をしないこと。

四 著作権表示若しくは商標表示を削除又は変更しないこと。

(免責事項)

第 12 条 法務省は、申請書作成ソフトを使用したことにより開発者に生じた損害及び開発者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

2 法務省は、申請書作成ソフトを使って登録したデータの消失等、申請書作成ソフトに関して生じるあらゆる損害等について、開発者に対し一切の責任を負わないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、法務省と開発者との間における法律関係が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）に定める消費者契約（以下「消費者契約」という。）に該当する場合は、法務省の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、開発者又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、法務省は損害賠償責任を負うものとする。

(本利用規約の変更)

第 13 条 法務省は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本利用規約を変更することができるものとする。

一 本利用規約の変更が、開発者の一般の利益に適合するとき。

二 本利用規約の変更が、本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 法務省は、本利用規約の変更を行おうとするときは、緊急の場合を除き、変更の効力発生日の 7 日前までに本システムホームページにおいて、本利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し、公表するものとする。

3 第 1 項による本利用規約の変更後に、開発者が API の利用を継続するときは、開発者は、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

(準拠法及び管轄)

第 14 条 本利用規約の準拠法は、日本国法とする。

2 本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 前項の規定は、法務省と開発者との間における法律関係が消費者契約に該当する場合には、適用しないものとする。

(使用言語)

第 15 条 利用上の手続及び問合せ等は、日本語で行うものとする。